

議案第134号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社から、道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき同意を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の同意について、料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

1 (2)③中ア及びイを削り、「通行止めに伴う料金調整」を

「料金調整

ア 通行止めに伴う料金調整」に、「以下のように料金調整を行った額を徴収する。」を「A B間の通行とC D間の通行を1回の通行とみなして、A B間の料金距離とC D間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記1 ((2)③を除く。)又は記2により算出された料金の額を徴収する。」に改め、

1 (2)③アの次に

「イ 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整  
首都高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払に支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる首都高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」を加える。

3 (2)を削り、3 (3)中「及び(2)まで」を削り、(3)を(2)とする。

4(1)②ア中「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、」を削り、「割引を適用する自動車は、」の次に「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、」を加え、「又は当該事務所を設置していない町村」を「若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口」に改め、「使用する場合に限る。」の次に「また、上記(ア)又は(イ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。」を加え、

4(1)②イの次に

「ウ 実施期日

会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加え、4(1)⑦ア中「限り、かつ、会社が別に定める日までの間については、料金の前払がなされている場合に」を削り、4(1)⑨中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への貸付料の支払に支障のない範囲」を「貸付料の支払に支障のない範囲内」に改める。

7を削る。